

# 中国語の謝罪発話行為の研究

## ——「道歉」のプロトタイプ——

彭 国 躍

### 1. はじめに

現代中国語社会において、謝罪行為は、「对不起」(すみません)、「不好意思」(すみません)「抱歉」(すみません)、「(我向你)道歉」(お詫び申し上げます)などのような、語彙的意味論のレベルで謝罪のことばと認識されるような表現によって遂行される場合もあれば、「我错了」(僕が間違いました)、「我赔你」(弁償します)、「下次一定注意」(今度気を付けます)、「请您原谅」(お許してください)などのように、文字通りには謝罪を明示することばではないが、適切なコンテキストにおいて謝罪として機能するような表現によって遂行される場合もある。しかし、これらの表現がいかなる条件で謝罪行為として機能し又はしないか、互いにどんな関係にあるかなどについて、これまで十分に議論されたとは言えない。

本研究は、主に中国語の謝罪発話行為の表現形態、意味機能および発話類型などについて考察する。まず一般語用論における謝罪行為の位置づけ、発話行為理論における謝罪の適切性条件などについて概説し、次に先行研究の問題点を指摘した上で、プロトタイプ理論を導入する。そして「道歉」(謝罪)発話表現のプロトタイプ性、語源、含意および文脈などについて分析し、中国語の謝罪発話表現の体系化を図りたいと思う。

### 2. 一般語用論的解釈

一般語用論において、謝罪は、感謝、賞賛、非難などと並んで話者の心的態度を表す表出型(expressive)発話行為の1つである。Searle(1969)は、特定の言語を越えて、ある発話行為が遂行される場合の必要かつ十分条件として「命題条件」、「事前条件」、「誠実条件」、「本質条件」という4つの適切性条件(felicity condition)を提示し、約束、感謝などの発話行為を例に適切性条件の内容を規定した。後に、Searleの発話行為理論に基づいてOwen(1983)、西山(1983)、山梨(1986)、熊取谷(1988)、Vanderveken(1990)、Thomas(1995)などが謝罪発話行為の適切性条件を記述した。西山(1983)、山梨(1986)、

Vanderveken (1990)、Thomas (1995) は一般語用論的な議論の中で取り上げたが、Owen (1983)、熊取谷 (1988) は謝罪行為に関するケーススタディの中で詳しい分析を行なった。ここでは主に、抽象度が高く記述形態が Searle のスタイルにもっとも近いと思われる山梨説と、記述内容がもっとも具体的な Owen 説と熊取谷説を取り上げる。

山梨説：(X は話し手、Y は聞き手、P は命題内容)

命題条件：P は X による過去の行為

事前条件：X は自分の行為が Y にマイナスであると信じている

誠実性条件：X は自分の行為を悔いている

本質条件：X の自分の行為に対するその気持ちの表出 (山梨 1986:49)

Owen 説：

*Propositional content condition:* S predicates an act A of the speaker S (or a state of affairs resulting from an act of S) which is either a past act, or an act that S is engaged in at the time of speaking, or a future act whose occurrence is assured.

*Preparatory condition:* The act A specified in the propositional content is an offence against the addressee H.

*Sincerity condition:* S regrets having done A.

*Essential condition:* Counts as an expression of regret by S for having done A. (Owen 1983:124)

熊取谷説：

命題条件：話者の(通常過去の)行為或は話者の行為がもたらす(した)現実状況を表す。

予備条件：(1) 発話者は当該行為或は状況が聞き手にとって気分を害するものと見なしている。

(2) 発話者は当該行為或は状況に対して責任を負うことを認める。

誠実条件：発話者は当該行為/状況に対して申し訳ないという感情や後悔の念を持っている。

本質条件：当該行為或は状況が生じたことに対する発話者の誠実条件で示された心的態度の表明。

(熊取谷 1988:224)

この3つの説は、適切性条件の基本的な枠組みにおいて共通しているが、その記述内容においては大きな相違が見られる。もっとも一般化した山梨説に比べ、Owen 説は命題行為の範囲を広げ、過去、現在、未来を含めたものとして捉えた。熊取谷説は Owen 説を踏まえた上で、さらに事前(予備)条件の中で下位項目として相手へのマイナス影響と自己責任の認識を明確に区別し、誠実条件において「申し訳ないという感情」と「後悔の念」を併記した<sup>1)</sup>。

以上のような適切性条件が具体的な言語現象にどう適用されるか、その問題点は何かなどについて中国語の例を通して見てみよう。

(1) 我 不小心 把 你 借 我的书 给弄丢了、真 对不起。

私 不注意 を あなた 借りる 私 の 本 なくす た 本当に すまない  
(うっかりしてお借りした本をなくしてしまい、本当にすみません)

発話(1)は、相手の本をなくしたという話者過去の行為の存在が命題条件を満たしている。そして、その行為が相手にマイナス影響を与えたこと、しかもそれが自分の責任であることを話者が認識しているので、事前条件も満たしている。さらに、話者が自分の行為について後悔し、聞き手に申し訳ない気持ちを持っているという前提で発話した場合には、誠実条件も満たすことになり、その気持ちを「对不起」によって表しているので、適切な態度(表情、口調など)が伴えば、本質条件も満たすことになる。

(2) 我 不小心 把 你 借 我的书 给弄丢了、我 真 糊涂、

私 不注意 を あなた 借りる 私 の 本 なくす た 私 本当に 馬鹿  
我 一定 买 一本 新的 赔 你。  
私 必ず 買う 一冊 新しいもの 弁償する あなたに

(うっかりしてお借りした本をなくしてしまいました。僕はなんて馬鹿だろう。必ず新しい本を買ってお返しします。)

発話(2)は、命題条件と事前条件が(1)同様満たされている。そして、「我真糊涂」(僕はなんて馬鹿だろう)によって後悔と自責の念を表すと同時に、「我一定买一本新的赔你」(必ず新しい本を買ってお返しします)によって事態取捨への責任を約束し誠実な態度を示している。そこで誠実条件と本質条件もすべて満たされたと言える。しかし、ここでわれわれは(2)を(1)と同じ謝罪行為として認めるべきだろうか。もし認めるとしたら、両者の違いはどこにあるか。発話(2)を聞いた後相手は「他连一声道歉的话都没说」(お詫びのことばもなかった)と不満をもらすことはあり得るが、発話(1)に対してはこのような非難は当たらない。つまり、もっとも一般的な意味において「对不起」のような表現形態が使われたかどうか謝罪行為認定の基本的な要件となっている。ところが、もし(2)を謝罪行為と認めないとしたら、謝罪発話行為の適切性条件をすべて満たしたこの発話(2)をどう位置付けるべきだろうか。日常の言語生活では相手が初犯でしかも特に貴重な本でもなければ、おそらく貸し手は「没关系、算了」(大丈夫、気にしないで)などと言ってそれを謝罪と受けとめ許してしまうだろう。つまり、(2)は謝罪の直接表現は使われていないが、謝罪行為として機能することもあり得る。

Searleは、適切性条件を発話「行為が首尾よくかつ欠陥をもつことなく遂行されるための必要にしてかつ十分な条件」(1969 翻訳: 97)として考案した。つまり、上述の諸説を含め

て、適切性条件は典型的で完璧な発話行為への適用を前提としたもので、欠陥があり不明確な種類の発話行為は最初から議論の蚊帳の外に置かれている。しかし、われわれの日常の言語生活をかんがみれば分かるように、常に典型的で完璧な発話行為が行われるわけではない。日常の言語生活において、謝罪行為は非典型的で曖昧な形で行なわれることも多い。発話(1)と(2)の区別を有効に説明するために、われわれは、適切性条件を満たせばすべて謝罪発話行為、さもなければすべてそうではないという二者択一的方法論から脱する必要がある<sup>2)</sup>。Searle and Vanderveken (1985)、Vanderveken (1990) などでは、適切性条件の適用における「強さの度合い」(degree of strength)を導入することによりさまざまな発話行為に適用される場合の柔軟性を与えようとしたが、われわれはプロトタイプ理論を使い謝罪発話行為のカテゴリー化、類型化問題に光をあてたいと思う。

### 3. プロトタイプ理論

アリストテレス以来の西洋の伝統的なカテゴリー化理論に基づけば、概念カテゴリーはその成員が必要かつ十分条件として共有する一組の属性集合によって定義されている。これらの属性は事物の「基準特徴」としてすべての成員によって共有される。同一カテゴリー内の成員同士はすべて同値であると同時に、異なるカテゴリーの成員同士の間に明確な境界が存在する。このような考え方は20世紀まで論理性に基く科学的認識として長い問学問研究の基本原則とされてきた。「基準特徴」に基づくこのような見方はカテゴリー化の「古典理論」と呼ばれる(Lakoff 1987 翻訳: 5)。これまで言語学における多くの概念(方言、単語、名詞、接辞など)もこのような認識に基づき明確な境界を持つものとして展開されてきた。Searleが適切性条件によって規定しようとした発話行為概念もこのような基準特徴に基づくカテゴリーに属するものである。Searleはその発話行為理論の中で「ある形式の分析、とくに必要十分条件を求める分析が、分析の対象である概念を(程度はさまざまに異なりながらも)理想化(idealization)することを必要とする」(1969 翻訳: 99-100)と主張している。換言すれば、適切性条件は明確な境界を持つ理想化された発話行為を規定するために開発された一組の属性集合とすることができる。

一方、Rosch (1981)などの研究により、われわれが日常使う多くの概念、たとえば「鳥、青、家具」などはカテゴリー上ファジーな境界を持ち、その外延はもっとも典型的な成員から周辺的な成員へとスペクトル的に広がる一種のプロトタイプ性を持っていることが明らかになった。このようなプロトタイプ性に基づく概念カテゴリー理論は「プロトタイプ理論」と呼ばれる。それによれば、鳥という概念カテゴリーの成員の中でカナリアやすずめなどは鳥の基本的な属性をすべて満たした典型的な成員であるが、ダチョウやペンギンなどは卵を孵化し、羽毛で寒さをしのぐなど鳥の部分的特徴を持ちながら、形体や飛行性などといった

属性においては典型性に欠け、鳥の中で非典型的、周辺の成員とみなされる。そして、言語学において従来明確な境界を持つとされてきた多くの概念（音素、接辞、約束発話行為、言語共同体など）も典型的な成員から非典型的な成員へと変化する一種のプロトタイプ性を持っていることが指摘されるようになった（Hudson 1980, Taylor 1989）。

われわれは謝罪発話行為の概念カテゴリーについて考える際にも、はたして「古典理論」のままでよいのかという疑念が生じる。

(3) 对不起、明天的约会我恐怕去不了了。

すまない あしたのデート私多分行かないなるた  
(すみません。明日のデートには行けなくなるかもしれません。)

(4) 对不起、好了吧、我不是道歉了吗、

すまない よい だろう 私ないだ謝る たか  
这么 挤的车、碰来碰去 也是难免的 嘛。

こんなに こむ車 ぶつかり合う もだ 避けがたい だからね

(すみません。これでいいでしょう。謝ったじゃないですか。こんなに込んでいるのに、ぶつかったりするのもしつないじゃないですか。)

山梨 (1986 : 49) が Thank you in advance. を「過去の行為」という命題条件に違反したという理由で適切な感謝発話行為から除外したように、謝罪の適切性条件に関する山梨説 (1986) に従えば (3) などにおける「对不起」も命題条件 (話者による過去の行為) を満たしていないため、形態上明確な謝罪表現が使われていても適切な謝罪発話行為として扱われない。Owen 説と熊取谷説では命題行為を現在と未来にまで拡充したため、(3) は適切な謝罪発話行為として認められることになる。しかし、これだけでは問題は解決されない。(1) と (3) ははたして謝罪発話行為として同価なのだろうか。そして、(4) のような謝罪の誠実条件と本質条件を満たさない「对不起」についてどう位置づけるべきか。さらに、適切性条件をすべて満たしたが、「对不起」のような形態が使われていない (2) もまた (1) や (3) と同価な謝罪発話行為と見なすべきだろうか。

われわれは、謝罪発話行為について考える場合にも、概念カテゴリーに関する「古典理論」の壁を乗り越えなければならない。

#### 4. 謝罪発話行為のプロトタイプ性

中国語における「道歉」(謝罪) とはなにか。われわれは少なくとも2つのレベルで規定することができる。1つは辞書記述の意味として謝罪表現とみなされるかどうかという意味表

示のレベル、もう1つは对人的相互行為の中で謝罪発話として機能するかどうかという行為遂行のレベルである。前者は意味論的なアプローチ、後者は語用論的なアプローチである。辞書的意味において謝罪のことばと規定される表現には、「对不起」、「不好意思」、「抱歉」などがあるが、これらの表現が使われる場合、適切性条件を満たし謝罪発話行為として機能する場合もあれば、適切性条件を満たさず謝罪発話行為として遂行しない場合（たとえば、明らかに誠意が見られない場合など）もある。一方、意味表示のレベルで謝罪のことばと認定されない表現の中にも、謝罪発話行為の適切性条件を（全部または一部）満たした発話（たとえば、過ちを認める「我错了」など）もあれば、謝罪の適切性条件を満たさない発話（たとえば、反省の色も見せずに「我错了」と発話した場合など）もあり、さらに基本的に謝罪とは無縁な発話表現（たとえば、「这事与我无关」（この事は僕には無関係だ）、「桂林四季如春」（桂林は一年中春のようだ）など）もある。

意味論の基準だけに基つけば、文脈のいかんにかかわらず、「对不起」は謝罪表現で、「我错了」は謝罪表現ではない。語用論の基準だけに基つけば、表現形態のいかんにかかわらず、「对不起」も「我错了」も、適切性条件を満たせば謝罪発話行為で、満たされなければ謝罪発話行為ではない。本論考は言語的謝罪行為に関する統合的な解釈を目指し、意味論と語用論の両レベルで謝罪にかかわる表現全体をまとめて「謝罪発話表現」と呼ぶ。意味表示と遂行条件を基準に謝罪にかかわる表現群について表1のように分類する。

表1 謝罪発話表現の類型

謝罪発話表現				非謝罪発話表現
真性型		擬似型		
明示型	暗示型	明示型	暗示型	
A	B	C	D	E

ここで、語用論レベルで遂行条件を満たし、意味論レベルで明示性を満たしたAに属する表現群を「真性・明示型謝罪発話表現」、語用論レベルでは遂行条件を満たしたが、意味論レベルでは謝罪を明示することばではないBに属する表現群を「真性・暗示型謝罪発話表現」、語用論レベルでは遂行条件を満たさないが、意味論レベルでは謝罪を表すことばと規定されるCに属する表現群を「擬似・明示型謝罪発話表現」、そして語用論と意味論の両方とも直接謝罪とは認められないが、形態上真性・暗示型謝罪表現に類似するなど、間接的に謝罪とのかわりを持つDの表現群を「擬似・暗示型謝罪発話表現」とそれぞれ呼び、語用論的にも、意味論的にも、謝罪とは解釈されない表現群Eを「非謝罪発話表現」と呼ぶことにする。B型は、適切性条件を満たすことにより謝罪行為として機能し遂行することはできるが、謝罪表現として記号化していないため、A型に比べ謝罪のプロトタイプ性が弱まり、謝罪と解

積される場合の文脈依存度が高くなる。われわれは(5)のようにA型表現を一端発した後話者本人がその謝罪の意図を否定したりすることに、同一時点での発話としては論理的矛盾を感じるが、(6)のようにB型表現については話者本人が後続のメタ言語的発言によってその謝罪の意図を打ち消すことは可能である。

(5) ※对不起、但我并不想就此向你道歉。

すまないしかし私決してない思うについてこれにあなた謝る

(すみません。しかし、この件についてお詫びするつもりはありません)

(6) 是我弄错的、下次注意、但我并不想

だ私間違えるの次回気を付けるしかし私決してない思う

就此向你道歉。因为你以前弄错、

についてこれにあなた謝るなぜならあなた以前間違える

也从来没向我道歉过。

もいままでなかったに私謝ったことがある

(僕が間違いました。今度気を付けます。しかし、この件についてお詫びするつもりはありません。

あなたも以前間違った時に一度も僕に謝ったことはありませんから。)

(6)の「是我弄错的、下次注意」(僕が間違いました。今度気を付けます)は、自分の過ちを認め、再発防止を約束することに関しては明示的だが、謝罪に関しては明示的ではないので、後続の発話がなければ、通常この発話自体が事前条件と誠実条件を満たし、謝罪を暗示することになるが、後続の「我并不想就此向你道歉」(この件についてお詫びするつもりはありません)、必要ならばさらに理由を付けることによってその謝罪意図の発生を差し止めることは論理的に可能である。

擬似型のC型とD型は、形態上真性型のA型とB型に類似しているが、適切性条件を満たさないため、日常言語理解において、多くの場合謝罪発話行為として遂行されない。しかし、だからと言ってそれらを一括して謝罪とかかわりのない非謝罪発話表現として処理するわけにはいかない。われわれは中国語の謝罪発話表現について、A型のような典型的な発話表現だけでなく、AとEの間に存在するグレーゾーン、つまり謝罪発話表現のプロトタイプ性とそのスペクトル的変化を正確に捉え記述する必要がある。

#### 4.1. 真性・明示型謝罪発話表現

##### 4.1.1. タイプ

真性・明示型謝罪発話表現は全部で3つのタイプに分けられる。タイプ1は「对不起」、

不好意思」「我错了」などのように謝罪機能を直接記号化した定型表現である。いわゆる Austin (1962) が言う原初的遂行表現 (primary performative utterance) である。タイプ 2 は「道歉」、「赔礼道歉」のような、謝罪行為を遂行動詞 (performative verb) によって行うものである。タイプ 3 は「(对~) 深表歉意」、「(向~) 表示道歉」などのように、名詞形の「道歉」(お詫び)、「歉意」(お詫びの気持ち) に「表示」、「表」(表す) などの記述的な (descriptive) 動詞を使った発話表現である。3 タイプの表現は、第一人称現在形で使われる場合、謝罪の明示的行為遂行的発話 (explicit performative utterance) として機能する。いずれも意味表示における謝罪機能の明示化という点で共通している。

表 2 真性・明示型謝罪発話表現

表現タイプ	表現内容
①原初的遂行表現	对不起／不好意思／抱歉
②遂行動詞	(为此我们向您) 道歉／(我向你) 赔礼道歉
③遂行句	(我们对此) 深表歉意／(我向你) 表示道歉

#### 4.1.2. 語源

語源的に見ると、「对不起」は「对得起」の否定形である。肯定形「X对得起Y」は、XさんがYさんに対して心理的または経済的に負い目を感じず借りを持っていないことを意味し、人間関係上一種のバランス状態を表している。否定形の「X对不起Y」は、XさんがYさんに対して心理的または経済的に借りを作ったことによって生じた人間関係上のアンバランス状態を意味する。第1人称現在形で使われる場合には、このような状態に対する心理的不安を表すことによって謝罪発話行為として機能する。

「不好意思」は語源的には恥ずかしいという意味に由来する表現だが、近年謝罪の直接表現として広く使われるようになった。謝罪表現として使われる場合には、一般的に深刻でない事態に対して多く使われる。

「抱歉、道歉、深表歉意」などの表現は字義的にはいずれも「歉」という感情を抱いたり、表したりすることを意味する。『説文解字』によれば、「歉」は、語源的には食欲が満たされないことを意味するが、のちに一般的に満たされない状態を指すようになったという。「歉」は音韻的にも、字形的にも「欠」(借金する、債務を負う)との間に同源関係が見られるので、「抱歉」などは、相手に借りを持ち、このままでは満足できない一種の不安心理を表す表現に由来し、「对不起」との間に共通の心理的基盤が見られる。

#### 4.1.3. 含意

われわれの社会的行為の多くは行為連鎖を引き起こす仕組みとなっている。友人をドライ



ブに誘う約束行為には、自分が運転できるなど約束の実行能力を有することを示す行為、約束を果たす意志があることを表明する行為、そして、初めて誘う場合には相手との友情が深まったことを示す行為などさまざまな行為が同時に伴って発生する。われわれは、ある行為に伴って他の行為が発生する現象をここで「行為連鎖」と言い、ある行為に伴って発生した諸行為を「随伴行為」と呼ぶ。ここでまず中国語社会において謝罪行為が遂行される場合には、どのような随伴行為が発生するかを典型事例を通して観察してみる。

事例Ⅰ：Xさんがバスの中で隣の人を踏んだ時、「对不起」と言った。

事例Ⅱ：Xさんが口を滑らし友人の秘密をばらした時、「对不起」と言った。

事例Ⅲ：Xさんが仕事上ミスをした時、上司に「对不起」と言った。

事例Ⅳ：Xさんが無断駐車で警官に注意された時、「对不起」と言った。

以上の4事例は、命題行為の深刻さや公私、親疎などの場面や人間関係においては、それぞれ条件が違うが、いずれも謝罪行為の典型事例として次のような共通点を持っている。

まず、いずれのケースも、Xさんが「对不起」を言うことにより、下線部の命題事実を認めたことになる。もしその後Xさんがその事実を否認したら、その主張は謝罪した前言を翻したと認識されることになろう。そうなるのは「对不起」を発話した際に、命題行為の存在を認める随伴行為が発生したからである。つまり、4事例とも謝っておきながら、命題事実を否認することはできないのである。

もしXさんが後で自分の行為が正しいと主張し出したら、それも「对不起」という言質により、前の謝罪発話が不誠実だったと受け止められるか、何か外の目的で前言を翻したかのどちらかに解釈されるだろう。なぜなら「对不起」を発話した際、人に不利益、不快をもたらした命題行為に対して加害者責任を負うことを認めるという随伴行為が発生したからである。自分の行為が正当だと主張することと「对不起」と言って謝罪することとは、少なくとも以上の典型事例においては相容れないことで、矛盾することである。

そして、もしXさんが事態の深刻さに釣り合わない軽い調子で「对不起」と言ったら、誠意がないと見なされ、許しが得られず、謝罪発話行為として失効することになろう。なぜなら、謝罪行為には自分が心から反省し、悔いている心情を表出するという態度表明行為が随伴するからである。その随伴行為を否定するような表情や態度などをとり、しかもそれが相手に伝わればそのことばは謝罪発話行為として遂行されないことになる。

事例Ⅰ～Ⅳは、いずれもXさんが非難される立場に陥り、人間関係において一種のアンバランス事態が生じたケースである。傷付いた人間関係を修復し、正常にもどすためにはさまざまな手段や方法が使えるが、謝罪発話行為はその関係修復作業の1つである。「对不起」を発話することにより、謝罪行為が遂行すると共に、相手に許しを乞い、関係修復を求める

という随伴行為も同時に発生する。謝罪が受け入れられれば、その含意も伝わり、事例Ⅰではにらまれずに済み、事例Ⅱでは絶交を免れ、事例ⅢとⅣでは注意されるにとどまり責任の一部を軽減されるかもしれない。

さらにもし、今度は4事例の話者Xさんがその後同じ命題行為を繰り返し、そしてそのつど「对不起」を発話したとしたら、結果はどうなるだろう。2回目以降から相手の反応が次第に冷たくなっていくだろう。事例Ⅰでは相手ににらまれ、怒られるかもしれない。事例Ⅱでは絶交を言い渡されるかもしれない。事例Ⅲでは首になるかもしれないし、事例Ⅳでは常習犯と見なされ容赦なく切符を切られるかもしれない。命題行為が繰り返されるたびに「对不起」の謝罪効力が弱まり、最後には謝罪発話行為として完全に失効する事態を招くことになるだろう。そうなるのは、「对不起」という発話行為に、許し、免責を受けるかわりに、2度と同じ行為を繰り返さないという約束行為が随伴しているからである。約束を果たさない者には免責を受ける権利を消失するという行為連鎖が起こるのである。

以上の分析を通して、「对不起」が謝罪発話行為として首尾よく遂行するためには、次の5つの随伴行為が不可避的に含意されることが明らかである。

- <1>命題事実を認める行為
- <2>加害者責任を認める行為
- <3>悔いの態度を表明する行為
- <4>許しを乞い、関係修復の意志を表明する行為
- <5>再発防止を約束する行為

#### 4.1.4. 適切性条件

以上の5つの随伴行為は、一部Owen (1983)、山梨 (1986)、熊取谷 (1988) の謝罪適切性条件にも反映されている。<1>は命題条件に、<2>は事前(予備)条件に、<3>は誠実条件にそれぞれ含まれている。しかし、<4>と<5>は、以上の分析で明らかなように典型的な謝罪発話行為と共に起る重要な随伴行為にもかかわらず、上述諸説の謝罪適切性条件のいずれにも反映されていない。話し手が許しを乞い、関係修復を望むことと謝罪行為との関連性についてこれまでNorrick (1978 : 280)、Owen (1983 : 132)、熊谷 (1993 : 5) など多くの研究者によって指摘されているが、それが適切性条件にどうかかわるかについては疑問が残されている。<4>と<5>は誠実さを示す行為の1つではあるが、明らかに悔いの感情とは異なり、その一部として解釈することはできない。われわれはこれらの要素を含め謝罪発話行為の適切性条件について次のように規定する。

命題条件：話者(及びその関係者)が行なった(又は行なおうとする)行為

- 事前条件： a. 当該行為が相手に不利益を与えた（又は与えようとする）  
b. 話者は当該行為に対して責任を負うことを認める
- 誠実条件： a. 話者は当該行為について悔いを感じている  
b. 話者は相手に許しを乞い、関係修復を望んでいる  
c. 話者は当該行為の再発防止を約束する
- 本質条件： 話者は誠実条件で示された意向を表明する

命題条件には、話者本人の行為に限らず、その家族など話者と連帯責任関係にある者の行為も含める。謝罪の命題行為にとって、過去という時間要素は確率的に多く現れるが、決定的な要素ではないので、ここでは将来起こることが予想される行為も命題行為として認める。事前条件における「不利益」は、経済的、物質的な損失だけでなく、気分を害するなどの心理的影響も含める。誠実条件の中には、「悔いを感じている」の外に、「許しを乞い、関係修復を望んでいる」、「再発防止を約束する」という項目を併記する。そして論理的トートロジーに陥らないために、熊取谷説のように誠実条件の中に「申し訳ない感情を持つ」のような規定は設けない。

真性・明示型謝罪発話表現は、意味表示のレベルでは表2のような表現形態を持ち、語用レベルでは謝罪の適切性条件をすべて満たし、謝罪発話表現の中でもっともプロトタイプ性の高い表現群である。

#### 4.2. 真性・暗示型謝罪発話表現

4.1で分析した結果、謝罪発話行為に伴う5つの随伴行為は、すべて適切性条件に反映されたことになる。Searle (1975 : 77) はある発話行為の適切性条件の内容への言及が当該行為の間接発話表現を生み出すことを指摘しているが、その考え方に従うと、命題行為を認めたり、加害事実について確認し慰めの意を表したり、償いを申出たり、後悔したり、許しを乞ったり、二度とやらないことを誓ったりするなど、謝罪の適切性条件内容を明示するさまざまな発話表現は、程度の差はあるものの、いずれも謝罪の間接的発話表現として機能できる。今回われわれは、謝罪の適切性条件特に誠実条件を補強することにより、これまでの諸説では処理できない「请您原谅」（お許しください）、「下次一定注意」（今度気を付けます）などのような表現と謝罪行為との関係について合理的に説明する根拠を得た。謝罪行為を間接的に遂行するさまざまな発話表現を表3のようにまとめる。

表3 真性・暗示型謝罪発話表現

表現タイプ	表現内容
①事実を認めるタイプ	我错了(私が間違いました)/是我给忘了(私が忘れました)/我来晚了(遅くなりました)/打扰了(お邪魔しました)/让您久等了(お待たせしました)/浪费你时间了(お時間をおとせしました)...
②被害を確かめるタイプ	要紧吗(大丈夫ですか)/伤着了吗(怪我されましたか)/疼吗(痛いですか)/生气了吗(怒っているの)/累坏了吧(お疲れでしょう)...
③弁償を申出るタイプ	我赔你(弁償します)/我买了还你(買ってお返しします)/我想办法给你修好(何とかして直します)/我保证给你恢复原样(必ず元通りに直します)...
④悔いを表すタイプ	我很惭愧(後悔しています)/心里很内疚(悔しく思います)/我没脸来见你们(恥ずかしい)/我该死(面目ありません)...
⑤許しを乞うタイプ	请多多包涵(どうかお許し下さい)/请原谅(お許し下さい)/你就饶了我吧(許して下さい)/算了好吗(許してね)...
⑥改正を誓うタイプ	保证不再犯了(二度とやらないことを誓います)/再不这样了(二度としません)/下回一定注意(今度気を付けます)/以后记住了(今度覚えておきます)...

謝罪行為の明示表現(表2)がすべて随伴行為を含意するのに対して、その随伴諸行為の明示表現(表3)も謝罪行為を含意する効果を持っている。Levinson(1983)の取り消し可能性(defeasibility)の基準に従えば、前者は意味論的含意(entailment)に、後者は会話的推意(conversational implicatures)に属することになるが、謝罪行為と随伴諸行為との間に一種の相互含意性が成立している。

われわれは例(7)のように、謝罪の明示表現に随伴行為の明示表現(下線部)を添えることにより、謝罪の効力を補強することができる。そして例(8)~(10)のように謝罪の明示表現を使わず複数の随伴行為の明示表現を組み合わせることにより謝罪暗示の度合いを強めることもできる。

(7) 对不起、让您久等了。

すまない させる あなた 長く 待つ た  
(すみません。お待たせしました。)

(8) 这件事完全是我的错、请您原谅、下次我一定注意。

この事 全く だ 私の 過ち どうぞ あなた 許す 次回 私 必ず 気を付ける  
(これはまったく僕の間違いです。お許しください。これから気を付けます。)

(9) 这是我打破的、我马上去买一个新的赔你。

これ だ 私 割る の 私 すぐ 行く 買う 一つ 新しいもの 弁償する あなた  
(これは僕が割ったのです。すぐ新しいのを買って弁償します。)

(10) 生氣了嗎？是我不好，我一時糊塗給忘了。

怒るたかだ私ないよい私一時うっかりする前置詞忘れるた  
(怒っている？僕が悪かった。うっかりして忘れてしまった。)

中国語社会において(8)～(10)のような発話は、真性・明示型謝罪表現に比べプロトタイプ性は低くなるが、謝罪適切性条件(の全部又は一部)を満たすことにより、一種の謝罪効果を持っている。

経験的に、同じ事態に対して日本語社会では謝罪の明示型表現が多く使われるのに対して、中国語社会では暗示型表現が多く使われる現象が観察される。(8)、(9)、(10)のような発話が直訳される場合、日本語社会での語感としては、ここまで自分の責任を自覚しているなら普通「ごめんなさい」のような明示表現が使われるはずである。しかし、中国語社会では明示表現を使わない時の不自然さは感じられない。この現象について、社会言語学の視点、つまり両言語における謝罪表現の社会的示差機能から説明することができる。日本語では「お詫び申し上げます」、「申し訳ございません」、「申し訳ありません」、「すみません」、「ごめんなさい」、「申し訳ない」、「すまん」、「ごめん」などのように、謝罪の明示型表現をキープしながらフォーマルとインフォーマルの場面差や親疎、上下などの人間関係に応じた異形の切り替えを行なうことができるが、中国語では明示型表現の中で語尾変化などによりさまざまな社会的属性に対応する異形が存在しないため、真性・明示型表現がフォーマルな場面で疎の関係にある者に対して、真性・暗示型表現がインフォーマルな場面で親の関係にある者に対して多用する傾向がある。たとえば家族など身内の人に対して「对不起」、「抱歉」、「不好意思」などよりも「要紧吗？」(大丈夫?)、「伤着了吗？」(けがした?)、「是我不好」(僕が悪かった)、「下回一定注意」(今度気を付けます)などを使うのがより一般的である。つまり、日本語において謝罪の明示表現の中で行なわれる社会的示差機能の使分けは、中国語では主に真性・明示型と真性・暗示型の間で行なわれることが分かる。

### 4.3. 擬似型謝罪発話表現

#### 4.3.1. 擬似・明示型謝罪発話表現

「对不起」、「不好意思」、「抱歉」などのような謝罪の明示表現が発話される場合、発話者が命題行為そのものを否認したり、自分に責任がないことを表明したり、相手の被害状況や心情に無関心を示したり、関係修復を求めず、改まろうとする意志を持たなかったりするなど、適切性条件が守られていなければ、語用論の立場から見れば、その行為は謝罪発話行為とは認められない。しかし、意味論の上ではそれらの表現を謝罪表現として認めるのには何ら不都合はない。われわれは(4)のような、形態上明確な謝罪表現が使われながら謝罪の遂行条件が満たされないような発話表現を一種の謝罪の擬似現象として捉える。擬似とい

うのは本質的には違うが形態上類似していることを意味する。葉っぱに似せた蝶のカモフラージュが本質的、生物学的には葉っぱではないが、現実的には葉っぱと間違えられることがあるように、実際のコミュニケーションの中で話し手側から見た擬似型謝罪発話表現が聞き手側に「这种态度不像是在道歉」(この態度じゃ謝っているようには思わない)と見破られることもあるが、真性型として誤認されることもあり得る。

#### 4.3.2. 擬似・暗示型謝罪発話表現

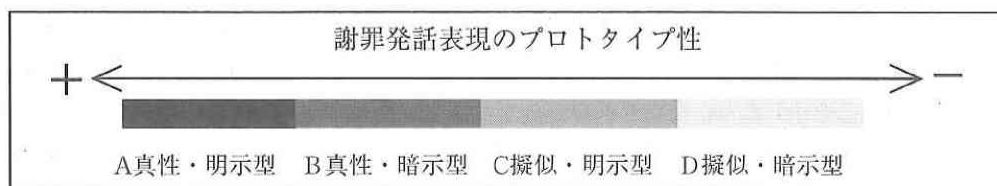
「我错了、就算我不好、行了吧」(僕が間違った。僕が悪かったことにしよう。これでいいだろう)、(勤務時間中、雑談している同僚に対して皮肉をこめて)「打扰你们谈正经事儿」(大事なお話中、お邪魔しました)などのように、真性・暗示型謝罪表現に似た形態を使いながら、命題事実を認めなかったり、心から悔いていなかったりするなど遂行条件を満たさないような発話は、Searleの枠組みでは謝罪発話行為とは認められないが、プロトタイプ理論の立場から見れば、擬似・明示型より一層プロトタイプ性が低くなるが、形態上、真性・暗示型謝罪表現に類似しているため、謝罪の擬似的暗示表現として捉えることができる。

### 5. まとめ

本論文は、中国語の謝罪発話表現について、意味表示と遂行条件という2つの基準に基づいて4つのパターンに分けて分析したが、この分析により謝罪発話表現と非謝罪発話表現との間に、スペクトルの、漸進的に変化する領域の存在が確認され、そして、その変化と表現類型が意味論と語用論におけるプロトタイプ性によって根拠づけられていることが明らかになった。

言語運用レベル、実際のダイナミックなコミュニケーションにおいて、さまざまな表現が理論上(正解にしる誤解にしる)謝罪として理解される可能性がある。ただし、その可能性は、下図のように謝罪発話表現のプロトタイプ性が薄れていくに従って低くなる。

図



謝罪行為は、どの言語社会においても、対人コミュニケーションの中で大きな役割を果たしている。しかし、謝罪行為そのものに対する評価、プロトタイプ性に対する認識は、異な

る言語社会の間で大きなずれが存在する。そのずれは異文化コミュニケーション、言語接触過程においてさまざまな誤解や摩擦を引き起こしている。謝罪発話表現に関する社会語用論的対照研究は、今後理論・実証両面において大いに期待されると思われる。

[付記：本研究は2003年度神奈川大学言語研究センター奨励助成研究の成果の一部としてまとめたものである。]

#### 注

- 1) 筆者が調べた限りでは、何自然 1988、何兆熊 2000、熊学亮 1999、何自然・冉永平 2001 など中国語語用論関連の文献には、謝罪の適切性条件に関する記述はない。
- 2) 後ほど(4.2で)触れるように、Searle (1975) は謝罪発話行為に関する具体的な表現分析ではないが、間接発話行為によってその問題を処理しようとしたが、現行の適切性条件のままでは間接的謝罪発話行為の認定基準が不十分で、謝罪の擬似的な発話行為についての位置づけも不明確である。

#### 参考文献

- Austin, J. L. 1962. *How to Do Things with Words*. Oxford: Oxford University Press (翻訳：『言語と行為』坂本百大訳 大修館 1978)。
- 何兆熊. 2000. 《新编语用学概论》上海外语教育出版社。
- 何自然. 1988. 《语用学概论》湖南教育出版社。
- 何自然、冉永平. 2001. 《语用与认知》外语教学与研究。
- Hudson, R.A. 1980. *Sociolinguistics* Cambridge: Cambridge University Press. (翻訳：『社会言語学』松山幹秀、生田少子訳 1988 未来社)。
- 熊谷智子. 1993. 「研究対象としての謝罪」『日本語学』Vol.12. 明治書院 4-12.
- 熊取谷哲夫. 1986. 「APOLOGY とその適切性条件について」『THE NORTHERN REVIEW NO. 14』北海道大学英語英文研究会. 17-33.
- 熊取谷哲夫. 1992. 「発話行為対照研究のための統合的アプローチ—日英語の「詫び」を例に」『日本語教育 79号』日本語教育学会. 26-39.
- Lakoff, G. 1987. *Women, Fire, and Dangerous Things*. Chicago: The University of Chicago Press. (翻訳『認知意味論』池上嘉彦、河上誓作他訳 1993 紀伊国屋書店)。
- Leech, G. N. 1983. *Principles of Pragmatics* London: Longman (翻訳『語用論』池上嘉彦、河上誓作訳 1987 紀伊国屋書店)。
- Levinson, S.C. 1983. *Pragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press. (翻訳『英語語用論』安井稔・奥田夏子訳 1990 研究社)。
- 西山祐司. 1983. 「発話行為」『英語学大系 5：意味論』東京：大修館
- Norrick, N.R. 1978. "Expressive Illocutionary Acts." *Journal of Pragmatics*. 2.277-91
- Owen, M. 1983. *Apologies and Remedial Interchanges*. Berlin: Mouton.
- 彭国躍 1992 「謝罪行為の遂行とその社会的相関性について—中日社会語用論的比較研究」『日本学報』(第 11 号) 大阪大学 63-81.
- Rosch, E. 1981. "Prototype Classification and Logical Classification: The Two Systems." In E. Scholnick (ed.) *New Trends in Cognitive Representation: Challenges to Piaget's Theory*. 73-86.

- Hillsdale, N.J: Lawrence Erlbaum Associates. 1983.
- Searle, J. 1969. *Speech Acts*. Cambridge: Cambridge University Press. (翻訳:『言語行為』坂本百大・土屋俊訳 1986 勁草書房)
- Searle, J. 1975. "Indirect Speech Acts." In P.Cole and J.Morgan (eds.) *Syntax and Semantics Vol.3: Speech Acts*. 59-82. New York: Academic Press.
- Searle, J and Vandervenen, D. 1985. *Foundations of Illocutionary Logic*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Taylor, J. R. 1989 *Linguistic Categorization* Oxford: Oxford University Press (翻訳:『認知言語学のための14章』辻幸夫訳 1996 紀伊国屋書店) .
- Thomas, J. 1995. *Meaning in Interaction: An Introduction to Pragmatics* London: Longman. (翻訳:浅羽亮一監修、田中典子他訳 研究社 1998) .
- Vandervenen, D. 1990. *Meaning and Speech Acts*. Cambridge: Cambridge University Press. (翻訳:『意味と発話行為』久保進監訳・西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦訳 1997 ひつじ書房) .
- 熊学亮. 1999. 《认知语用学概论》上海外语教育出版社.
- 许慎. 2世纪. 《说文解字》(中华书局 1963) .
- 山梨正明. 1986. 『発話行為』東京:大修館.